

事業コード	0020201	政策コード	02	政策名	融合と成長の新農林水産ビジネス創出
事業名	あきた型食料自給力向上対策事業	施策コード	02	施策名	新農林水産ビジネスの展開を支える基盤づくり
		指標コード	02	施策目標(指標)名	水田フル活用の推進と生産基盤の整備
部局名	農林水産部	課室名	農林政策課	班名	企画・広報班
				(tel)	1725
				担当課長名	佐藤 博
				担当者名	佐藤 大樹

評価対象事業の内容

事業年度 平成21年度 ~ 平成23年度

1-1. 事業実施の背景(施策目標の達成のためになぜこの事業が必要であったのか)
 インドや中国をはじめとする食料需給の増大、バイオ燃料用原料としての穀物需要の増加、地球規模の気象変動による農業生産への影響等により、近年、世界の食糧事情は深刻化しており、国内消費を優先して、輸出規制を行う国も増加している。一方で、日本国内の主食用米需要は年々減少し、約4割の水田で生産調整が実施される状況となっている。
 こうした中で、国内において将来にわたって食料を安定的に供給していくためには、米粉用や飼料用の米をはじめとする新たな需要を創出していくとともに、水田を始めとした農地資源を最大限に活用し、食料の自給力の向上を図っていく必要がある。

1-2. 外部環境の変化及び事業推進上又は完了後に明らかになった問題点
 国では、新たな食料・農業・農村基本計画を平成22年3月30日に閣議決定したところであり、その中で食料自給率の目標を平成32年度までに供給熱量ベースで50%に引き上げる意欲的な目標が掲げられたところである。
 このため、米粉用米・飼料用米などの新規需要米の作付面積拡大に向けた取り組みや、大豆の安定生産を図るための新技術の実証など、水田を始めとした農地資源を最大限に活用できるようにすることにより、食料自給力の向上を一層推進していく必要がある。

2. 住民満足度の状況(事業終了後に把握したもの)
 ①満足度を把握した対象 ■ 受益者 ■ 一般県民 (時期: H23年 09月)
 ②満足度の把握方法
 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット
 ■ その他の手法 (具体的に 民間企業との意見交換会、畜産関係担当者会議等)
 ③満足度の状況
 米粉の需要拡大のためには、行政によるさらなる普及推進が必要である。
 飼料自給率を向上させるため、水田資源と地域未利用資源を活用すべきである。

3. 事業目的(どういう状態にしたかったのか)
 水田を中心とする本県の生産条件に適した食料の生産拡大、自給力の高い「あきた型」農業が展開される。

4. 目的達成のための方法
 ①事業の実施主体

 ②事業の対象者・団体

 ③達成のための手段
 ・農業団体、中小企業団体、行政等からなる米粉の需要開拓チームを設置し、県内外の製粉業者に県産米を利用した米粉の需要創出を図るとともに、米粉の普及に向けた栽培マニュアルを作成する。
 ・飼料用稲の給与実証試験、立毛放牧技術の実証。
 ・マーケットイン戦略の策定、情報一元化システム構築、コミュニケーションネットワークの形成。

5. 前回評価における指摘事項等
 ①指摘事項
 ②指摘事項への対応

6. 事業の内容
 ①事業概要及び推進状況
 本県の生産条件を活かした自給力の高い「あきた型」農業を展開するため、実践技術の普及や米粉用・飼料用の米生産に取り組み担い手に対する経営支援、これらの作物に対する需要創出など、水田フル活用に向けた総合的な施策を推進する。
 1 自給力アップ戦略推進事業
 食料自給力向上フォーラムを開催した。
 2 自給力向上基盤強化事業
 水土里直播栽培の支援を行った。
 3 畜産活用型自給力向上対策事業
 発酵TMRの周年給与実証展示や、自給粗飼料の成分調査等を行った。
 このほか、新規需要米の生産のための機械購入に係る助成や、農林水産物の市場ニーズの調査等を行った。

②事業費等 単位(千円)

内 訳		当初計画事業費	最終事業費
自給力アップ戦略推進対策事業		8,500	5,092
自給力向上基盤強化事業		295,200	70,920
畜産活用型自給力向上対策事業		62,185	39,633
新規需要米の生産拡大に係る事業		296,335	90,008
その他事業		53,285	11,609
事業費計		715,505	217,262
財源内訳	国庫補助金		
	県 債		
	そ の 他		
	一 般 財 源	715,505	217,262

③当初計画及び最終の事業費比較
 最終事業費/当初計画事業費 =(0.30)

7. 事業の効果及び課題の改善状況
 水土里直播栽培の普及や新規需要米の生産に係る機械設備への助成を行った結果、米粉用米や飼料用米の作付面積が3年間で飛躍的に増加した。
 また、水田フル活用に向けて新技術の実証展示も行ってきたが、その効果が実証されたことから、今後は個別の事業により普及段階へ移行していく。

8. 事業の効果把握するための手法及び効果の見込み

指標名	米粉用米の作付面積							指標の種類
指標式	米粉用米の作付面積							○成果指標 ●業績指標
①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
指標	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	全体
目標a					44	100	130	
実績b					461	746	661	
b/a					999.9%	746%	508.5%	
②データ等の出典		戸別所得補償の支払実績速報値（農林水産省）						
③把握する時期 ● 当該年度中 03月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月								

指標名	飼料用米の作付面積							指標の種類
指標式	飼料用米の作付面積							○成果指標 ●業績指標
①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
指標	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	最終年度
目標a					70	140	280	
実績b					127	747	1,847	
b/a					181.4%	533.6%	659.6%	
②データ等の出典		戸別所得補償の支払実績速報値（農林水産省）						
③把握する時期 ● 当該年度中 03月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月								

◎ 指標を設定することができなかった場合の効果の把握方法

① 指標を設定することが出来なかった理由

② 成果（見込まれる効果）

所管課の評価		評価結果
有効性の観点	住民満足度の状況 ● a ○ b ○ c 【b又はcの場合の分析】	● A ○ B ○ C
	事業の効果 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ● a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【b又はcの場合の理由】	
	事業の経済性の妥当性 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ● a 1.0~ ○ b 0.8~1.0 ○ c ~0.8 $\left[\frac{\text{事業終了後の効果}}{\text{最終事業費}} \right] / \left[\frac{\text{当初計画時の効果}}{\text{当初計画事業費}} \right] = 16.8.$ 【評価への適用不可、又はb、cの場合の理由】 指標Ⅰ [661/217,262] / [130/715,505] = 16.8 資料Ⅱ [1,847/217,262] / [280/715,505] = 21.7	
効率性の観点	● A (妥当性が高い) ○ B (概ね妥当である) ○ C (妥当性が低い) 新規需要米の作付面積の増加実績から、十分な効果が得られたと考える。	● A 1.0~ ○ B 0.8~1.0 ○ C ~0.8
	総合評価	評価結果の類似事業への反映状況等(対応方針)
		政策評価委員会意見

終了事業事後評価判定点検表

(様式5-1)

(1) 各評価項目の判定基準

観 点	評 価 項 目	判 定 基 準	配 点	1 次	2 次	評 価 結 果		
ア有効性	一 住民満足度等の状況	a 住民満足度等を的確に把握しており、満足度も高い	2	2	2	A: 有効性は高い (4点)	B: 有効性はある (1~3点)	
		b 住民満足度等を把握しているが、手法が的確でない又は満足度が低い	1					
		c 住民満足度等を把握していない	0					
	二 事業目的の達成状況	a 目標値に対する達成率が全て100%以上	2	2	2	C: 有効性は低い (0点)	1 次	2 次
		b a、c 以外の場合	1					
		c 目標値に対する達成率のいずれか一つが80%未満	0					
計			4	4	A	A		
イ効率性	一 事業の経済性の妥当性	a 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値(注)が全て1.0以上	2	2	2	A: 効率性は高い (2点)	B: 効率性はある (1点)	
		b a、c 以外の場合	1					
		c 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値のいずれか一つが0.8未満	0					
	計			2	2	A	A	

(注) 事業経済性の算定式

$$\text{(事業終了後の効果 / 最終事業費)} \div \text{(当初計画時の効果 / 当初計画時事業費)}$$

上式で、効果とは事業の効果を把握するために設定した指標の実績値をいう。なお累積の実績値を設定している場合は、前年度からの差し引きによる「単年度増加分」を実績値として用います。

(2) 総合評価の判定基準

総合評価の区分	判 定 基 準	総 合 評 価	
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合	A	A
B (概ね妥当である)	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合		
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合		